# 令和６年度　うるま市介護予防・日常生活支援総合事業

# （一般介護予防事業）業務委託事業者

# 募集要領

令和５年１１月

うるま市福祉部介護長寿課

## １．公募の趣旨

うるま市では、地域における介護予防を推進する事業の一環として高齢者の心身機能の改善、日常生活の活動性の向上、社会参加の促進等、一人ひとりの生きがいや自己実現の取組みにつながるよう支援することを目的とした一般介護予防事業を実施している。事業の実施にあたり、うるま市の求める事業内容に最も適する事業者を公平かつ適正に選定をすることを目的として、委託事業者の公募を実施するものであり、選定に関して必要な事項を定める。

## ２．業務概要

（１）業務名

うるま市介護予防･日常生活支援総合事業　一般介護予防事業(げんきアップ教室)

（２）業務内容

①うるま市介護予防・日常生活支援総合事業　一般介護予防事業（具志川地区）仕様書（別添）のとおり

②うるま市介護予防・日常生活支援総合事業　一般介護予防事業（石川地区）仕様書（別添）のとおり

③うるま市介護予防・日常生活支援総合事業　一般介護予防事業（与那城・勝連地区）仕様書（別添）のとおり

## ３．契約期間

契約については、対象業務に最も適する事業者（委託候補事業者）と仕様の再調整をしたうえ、契約を締結する。

事業委託期間　令和６年４月１日から令和７年３月３１日

## ４．事業運営に関する経費の取り扱い

（１）委託料

事業の実施財源は、本市からの事業委託料となる。委託料の額については、受講者あたりの算出ではなく、1回の事業を実施した場合の額であり、その委託料には、事業運営に関する経費一切が含まれているものとする。

（２）委託料の支払い方法

支払時期や額、方法は契約書に定める。

## ５．価格提案上限

１回の教室開催につき、下記金額を上限とする。

具志川地区　　：３０，０００円（税込）

石川地区　　：３１，０００円（税込）

与那城・勝連地区：３１，０００円（税込）

※この金額は、企画提案の上限額であり実際の契約額とは異なる。

※尚、令和６年度当初予算の成立を前提とした事前準備手続きであり、本事業における予算が可決された場合に契約となる。

## ６．参加条件等

（１）参加条件：次のすべての条件を満たす者とする。

①本要領に基づく事業を理解し、意欲的に取り組み、実施できる能力があること。

②応募する法人は、沖縄県内に本社または事業所を有し、実際に事業の運営本体となる法人であること。

③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

④更生手続きの開始の申し立て及び再生手続きの開始の申し立てを行っていないこと。

⑤うるま市の入札参加資格の停止を受けていないこと。

⑥国税及び地方税を滞納していないこと。

⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある者でないこと。

（２）参加に関する費用の負担

参加に関し必要な費用は、参加者負担とする。

（３）複数提案の禁止

提案は、１参加者につき１件までとする。

（４）その他

提出書類等の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

## ７．公募の日程

公募及び審査スケジュール（予定）

| | |
|---|---|
| ①ホームページ掲載日 | 令和 5 年 11 月 6 日（月） |
| ②質問書の締切 | 令和 5 年 11 月 17 日（金）12 時 |
| ③質問書の回答 | 令和 5 年 11 月 22 日（水） |
| ④提出書類の受付期間 | 令和 5 年 11 月 22 日（水）～令和 5 年 12 月 1 日（金）12 時<br>（※ 9 時から 17 時まで、最終日は 12 時まで） |
| ⑤第１次審査結果通知<br>（ﾒｰﾙで通知後、通知文書発送） | 令和 5 年 12 月 8 日（金）予定 |
| ⑥第２次審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ） | 令和 5 年 12 月 25 日（月）予定 |
| ⑦第二次審査決定結果通知 | 令和 5 年 12 月下旬予定 |
| ⑧業務委託契約締結 | 令和 6 年 2 月中旬予定 |

## ８．質疑応答について

本委託事業の内容等に関する質疑は、質問書（様式第１号）を提出すること。持参以外は事前に電話連絡を必要とする。

（１）提出期限

令和５年１１月１７日（金）１２時（必着）

（２）提出方法

直接持参、郵送、電子メール（※直接持参以外は、要事前連絡）

（３）回答方法

提出された質問の回答は、令和５年１１月２２日（水）までに質問者名を伏せて、市のホームページに掲載する。

## ９．応募の手続き

提案に参加する事業者は、以下の書類を提出すること。なお書類については、インデックスを付して紙で各８部（正本１部、副本７部）を提出することとし、提案に参加する事業者も手元に当該書類一式の控えを保管しておくこと。

（１）提出書類

①応募申込書（様式第２号）

②法人概要書（様式第３号）

③業務実績調書（様式第４号）

④職員体制（様式第５号）

⑤個人情報保護、苦情処理及び緊急時の対応（様式第６号）

⑥応募する趣意（様式第７号）

⑦価格提案書（様式第８号）

⑧企画提案書（任意様式）

⑨国税（法人税）及び地方税（県税・市町村税）の滞納のない証明書（正本１部）

（２）留意事項

①応募申込書（様式第２号）は、応募する地区にチェックを付けること（複数可）。応募地区が複数の場合でも応募申込書の提出は１枚とする。

②価格提案書（様式第８号）は、応募地区につき１枚ずつ提出すること。

（３）提出締切日

令和５年１２月１日（金）１２時まで

（４）提出方法

直接持参

## １０．選定方法

（１）一次審査（書類審査）

提出書類を１１．（１）で示す評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た上位３者を選考し、選考結果を書面によって通知する。なお、応募者が３者以内である場

合は一次審査を省略し、二次審査において書類審査及びプレゼンテーションによる審査を実施する。

（２）二次審査（プレゼンテーションによる最終審査）

①一次審査により選考された事業者について、企画提案書等のプレゼンテーションを実施し、うるま市介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業）業務委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という）にて、１１．（２）に示す評価基準に基づき二次審査を行う。

②一次審査及び二次審査の合計点により、最高得点事業者を委託候補者として選定し、その次の得点者を次点委託候補者として選定する。なお、得点が最も高いものが複数の場合は、同点の提案を対象に協議を行い選定することとする。

実施日：令和５年１２月２５日（月）予定

※１事業者につき３０分（プレゼンテーション２０分、質疑１０分）とする。

※プレゼンテーションは非公開とする。

※当日の説明者は２名以内とする。

※説明は企画提案書等の提出書類で行うこととし、追加資料の提出やそれに伴う説明は認めないこととする（プロジェクター、スクリーンは使用しない）。

※事業者は、二次審査においては企画立案事項を中心にプレゼンテーションを行い、基本事項については質疑応答を受けるものとする。

（３）結果通知

①一次審査

選考結果をメールにて通知し、後日文書により通知する。

通知：令和５年１２月８日（金）予定

②二次審査

選考結果を文書により通知する。

通知：令和５年１２月下旬予定

## １１．審査基準

審査は以下の評価基準に基づき行う。

（１）一次審査

| 評価事項 | 評価項目 | 評価の視点 |
|---|---|---|
| 実施体制 | 法人概要 | 法人の事業実績 |
| | 業務実績 | 介護予防事業等の実績 |
| | 職員体制 | 十分なスタッフの人員配置 |
| | 苦情処理の対応<br>安全管理体制 | 苦情処理における対応、体制<br>緊急時の対応、管理体制について |

（２）二次審査

| 評価事項 | 評価項目 | 評価の視点 |
|---|---|---|
| 基本事項 | 応募の趣意 | ・総合事業の目的について十分理解し、望ましい介護予防に向けた取り組みがイメージできているか。 |
| | 自立支援・重症化予防の考え方 | ・本市の高齢者を取り巻く状況などを踏まえ、自立支援・重度化予防に向けた具体的な考え方となっているか。 |
| | 地域包括ケアシステムの考え方 | ・地域包括ケアシステムを十分理解し、事業所として位置づけが具体的な内容となっているか。<br>・地域包括支援センターの役割を理解し、必要時連携がとれる内容となっているか。 |
| 企画立案事項 | 実施内容 | ・参加者の状態に応じてプログラムを実施できるよう工夫がされているか。<br>・介護予防に関する講話の中に、従来の運動・栄養等に加え、それ以外の幅広い内容が盛り込まれているか。<br>・自宅でも継続して取り組めるような提案内容となっているか。<br>・事業所の経験を踏まえた工夫や、独自のノウハウや強みを発揮した提案内容となっているか。<br>・教室への継続的参加に向けて、意欲を高める工夫はあるか。<br>・新型コロナウイルス等感染症に対する安全管理として、適切な対策・方法が考えられているか。<br>・定期的に体力測定（アセスメント）を行い、教室参加前後のトレーニングの効果をフィードバックし、運動継続ができるような評価となっているか。 |
| ヒアリング事項 | 信頼性等 | ・介護予防を目的として、積極的に取り組む意欲があるか。 |
| | コミュニケーション能力等 | ・冷静に議論ができ、質問に対する応答が明快かつ迅速であるか。 |

## １２．応募の取り下げ

応募書類の提出後に応募を取りやめる場合は、応募取下書（様式９号）を速やかに提出するものとする。

## １３．失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合、失格とする。

（１）提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

（２）提出書類の各種様式及び要領に示された条件に適合しないもの。
（３）企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
（４）企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
（５）許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
（６）虚偽の内容が記載されているもの。

## １４．契約の手続き

契約に当たっては、委託候補事業者と提案内容について仕様書の内容を確認し、契約協議を行う。委託候補事業者が応募資格を満たされないと判明した場合、又は協議が不調となった場合は、次点委託候補事業者と契約協議を行う。

委託候補事業者とは地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定されている随意契約の方法により契約を締結する。

## １５．その他

（１）提出された提案書等は、返却しない。
（２）本提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはいけない。
（３）審査結果に対する問い合わせや異議は受け付けない。

問い合わせ先及び書類提出先
**うるま市役所　福祉部介護長寿課　地域支援係**
〒904-2292　沖縄県うるま市みどり町一丁目１番１号
（うるま市役所東棟 2 階）
担当者：砂川、伊波
電　話：098-973-5112（直）
e-mail：kaigo-tyouzyuka@city.uruma.lg.jp